

# 特集

やっぱり健康が一番

# 国民健康保険制度



健康は日々の暮らしの基盤であり、だれもが健康に過ごせることを願っています。しかし、病気やケガはある日突然、襲ってきます。

国民健康保険（国保）は、そのような場合に備えて加入者が日ごろからお金（保険税）を出し合い、医療を受けたときなどの費用にあてる助け合いの制度です。

私たちがお医者さんにかかり、病院などで支払うお金は、そのときにかかった医療費の3割。3歳未満の方は2割、70歳以上の前期高齢者の方は1割または3割。残りは国保で負担します。そして、医療費の主な財源となるのが保険税です。私たち一人ひとりの保険税が国保を支えていることを、どうか忘れないでください。

この特集号では、制度の概要と今年度の保険税についてお知らせします。

## 国民健康保険のしくみと役割

国保は、いざというときの安心を支える、助け合いの制度です

### ～国保の医療費～

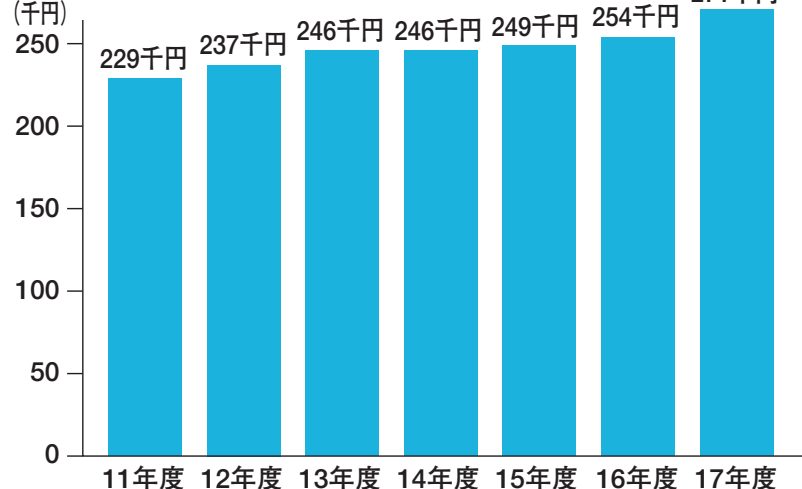
草加市国保の加入者数は、平成19年1月末時点で90,342人と市民の38%になっています。

一人当たりの医療費は、高齢化や医療技術の高度化などにより、増加する傾向にあります。

このまま医療費が増えると、国保の健全な事業運営が困難になり、保険税の改正が必要になるなど加入者の負担増になる場合があります。

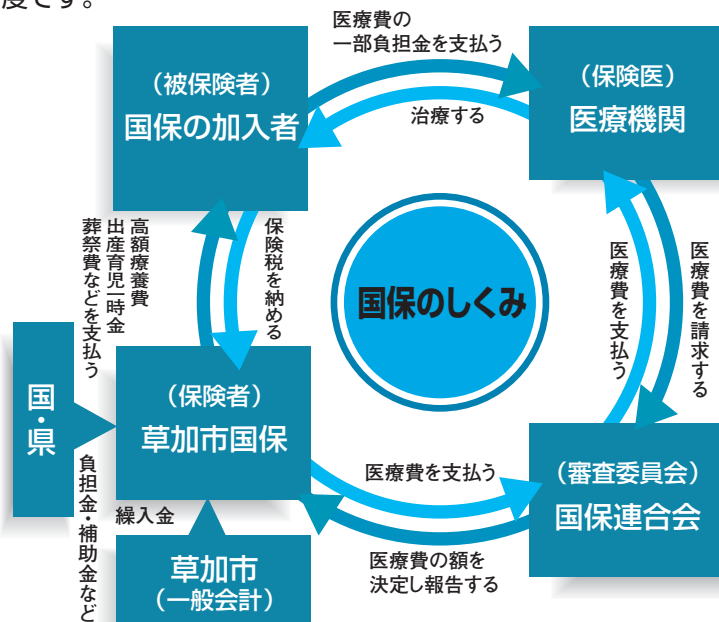
日ごろから健康に十分留意した生活を心がけましょう。

#### ●一人当たりの医療費の推移



### 国民健康保険（国保）とは？

健康で毎日を送ることが私たちの願いですが、病気やケガはある日突然におとずれます。そんなとき、国保があると安心です。国保はいざというときに経済的な負担を軽くし、安心してお医者さんにかかるように、日ごろからそれぞれの収入等に応じて保険税を出し合い、必要な医療費にあてようという「助け合い」の制度です。



お問い合わせ先 国保の加入、喪失、保険税等は、保険税担当 ☎922・1592へ  
国保の高額療養費、出産育児一時金等は、保険給付担当 ☎922・1593へ

草 加 市

# 国保の加入・脱退 こんなときは14日以内に国保の手続きを

## ■国保の加入者

職場の健康保険の加入者及び生活保護を受けている人以外は、すべて国保の加入者（被保険者）となります。

## ■加入は世帯ごと

家族一人ひとりがそれぞれ被保険者ですが、加入は世帯ごと。加入届け出は世帯主がまとめて行い、一世帯に1枚の保険証が交付されます。

## ■職場を退職した人は

会社を退職して、厚生年金などの被用者年金を受けられる75歳未満の人とその家族は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。（老人保健該当者は除く）

## ■75歳になったら

75歳（一定の障害のある人は65歳）になったら、「老人保健制度」で医療を受けることになります。

## ■外国の人も加入者

外国人登録をし、1年以上日本に滞在していると認められた人は加入できます。

|           | こんなとき                  | 届け出に必要なもの                                                                                            |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国保に加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき       | 前住所地の転出証明書                                                                                           |
|           | 職場の健康保険をやめたとき          | 退職証明書または、健康保険の離脱証明書                                                                                  |
|           | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき   |                                                                                                      |
|           | 子どもが生まれたとき             | 保険証、母子手帳                                                                                             |
|           | 生活保護を受けなくなったとき         | 保護廃止決定通知書                                                                                            |
| 国保をやめるとき  | 他の市区町村に転出するとき          | 保険証                                                                                                  |
|           | 職場の健康保険に加入したとき         | 国保と職場の健康保険の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）（職場では社会保険の加入手続きはしてくれますが、国保をやめる手続きはしてくれませんので、必ずご自分で手続きしてください。） |
|           | 職場の健康保険の被扶養者になったとき     |                                                                                                      |
|           | 国保の加入者が亡くなったとき         | 保険証、死亡を証明するもの                                                                                        |
|           | 生活保護を受けるようになったとき       | 保険証、保護開始決定通知書                                                                                        |
| その他       | 退職者医療制度の対象となったとき       | 保険証、年金証書（加入月数の記載のあるもの）                                                                               |
|           | 草加市内で住所が変わったとき         |                                                                                                      |
|           | 世帯主や氏名が変わったとき          |                                                                                                      |
|           | 世帯が分かれたり、いっしょになったとき    |                                                                                                      |
|           | 長期の旅行や、出張をするとき         | 保険証                                                                                                  |
|           | 修学のために、別に住所を定めるとき      |                                                                                                      |
|           | 保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき | 身分を証明するもの（使えなくなった保険証）                                                                                |

☆平成19年度の保険証の更新は、平成19年11月1日になります。

\*世帯主は、保険年金課か、各サービスセンターへ14日以内に届け出てください。ただし、出産育児一時金・葬祭費・退職者医療制度・修学・長期旅行の申請は、保険年金課のみの受付となります。 ☎922・1592

## 保険証が変わったら、 医療機関にも届け出を！

- 職場の健康保険に加入したとき（被扶養者を含む）
- 他の市区町村に転出したとき
- 転居や世帯変更により、保険証の番号が変わったとき
- 退職者医療制度に該当したとき、または該当しなくなったとき（被扶養者を含む） ☎922・1592

## 70歳になると 高齢受給者証が交付されます

70歳になると、お医者さんにかかるときの自己負担割合などが変わります。対象となるのは70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）からで、所得などに応じて自己負担割合（1割または3割）が記載された高齢受給者証が郵送されます。（老人保健制度に該当している人は除きます）  
高齢受給者証は、自己負担割合を証明するものです。病院などの窓口で保険証とともに提示してください。 ☎922・1592

## 出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産されたとき、出産育児一時金として世帯主に350,000円支給されます。ただし、他の健康保険から支給を受けられる場合は、支給されません。  
出産後、保険年金課に申請してください。印鑑・保険証・母子手帳・世帯主名義の普通預金通帳（郵便局を除く）を持参してください。

### ●出産費用でお困りの人へ●

国民健康保険では、加入者の出産について、出産費資金の貸付や出産育児一時金の受領委任払い（医療機関へ直接振込む方法）を行っております。事前にご相談ください。詳しくは、保険年金課へ。 ☎922・1593

## 葬 祭 費

国民健康保険の加入者が亡くなられたとき、葬祭費として喪主に50,000円支給されます。  
葬儀後、保険年金課に申請してください。喪主の印鑑・保険証・喪主名義の普通預金通帳（郵便局を除く）と、喪主が亡くなった人と別の世帯の場合は、葬儀の領収書も持参してください。 ☎922・1593

## 人間ドック・脳ドックの受検料を補助

国民健康保険の加入者を対象に、人間ドック・脳ドックの受検料を補助します。対象は、利用する日現在で草加市の国民健康保険に1年以上加入していて、国民健康保険税を完納している世帯の35歳

以上の人。補助は人間ドックまたは脳ドックのいずれかになります。詳しくは、保険年金課へ。 ☎922・1593

### 手続き方法

補助額は検査費の7割で、2万円を限度とします。1年度1回限り。補助は、どこの病院で受検しても受けられます。受検後、保険年金課へ申請してください。印鑑・保険証・世帯主名義の普通預金通帳（郵便局を除く）・領収書（「人間ドック」または「脳ドック」と記載のあるもの）を持参してください。

# 高額療養費の支給が受けられるとき

草加市の国民健康保険加入の方が病気やけがで医療機関にかかり、保険診療分の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。老人保健をうけている人の高額医療費は長寿福祉課から通知します。

- ★高額療養費に該当している方には、封書にて申請書を送付します。  
(申請書と「申請に必要なもの」を持参のうえ窓口にて申請してください。) 申請書の送付は早くても診療月の3ヶ月後になります。
- ★申請書が届く前に、事前に申請することも出来ます。
- ※申請に必要なもの  
草加市国民健康保険証・医療機関等の領収書・印鑑(シャチハタ不可)・普通預金通帳(世帯主名義・郵便局は除く)  
高額療養費の申請には、医療機関等で支払った領収証が必ず必要になります。紛失されないようにお願いします。また、領収証を申告等で提出される場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。(特に10月、11月、12月診療分)

## 70歳未満の高額療養費の支払いが変わりました

平成19年4月から、限度額適用認定証を提示することにより、入院したときの支払いは自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保で限度額適用認定証の交付申請が必要です。ただし、保険税を完納している世帯に限ります。

☎922・1593

## ～自己負担限度額～

|       |                                 |                                             |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------|
| 70歳未満 | 上位所得者<br>(基礎控除後の所得が600万円を超える世帯) | 150,000円＋[かかった医療費－500,000円]×1%<br>(83,400円) |
|       | 一般                              | 80,100円＋[かかった医療費－267,000円]×1%<br>(44,400円)  |
|       | 低所得者<br>(住民税非課税)                | 35,400円 (24,600円)                           |

| 70歳以上<br>75歳未満 | 負担区分             |         | 患者負担の限度額<br>(入院を含めた世帯合算) |                                         |
|----------------|------------------|---------|--------------------------|-----------------------------------------|
|                |                  |         | 外来(個人ごと)                 |                                         |
|                | 一定以上所得者※1        |         | 44,400円                  | 80,100円＋[かかった医療費－267,000円]×1% (44,400円) |
|                | 一般               |         | 12,000円                  | 44,400円                                 |
|                | 低所得者<br>(住民税非課税) | ※2<br>Ⅱ | 8,000円                   | 24,600円                                 |
| ※3<br>Ⅰ        |                  | 15,000円 |                          |                                         |

- ※1 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が145万円以上)の70歳以上の人又は老人保健対象者がいる人。ただし、70歳以上の人及び老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(単身世帯の場合：年収383万円未満、二人以上の世帯の場合：年収520万円未満)である旨申請があった場合を除きます。
- ※2 住民税非課税世帯に属する人。
- ※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。
- ※( )内は、過去12か月以内に4回以上高額療養費を受けた場合の患者負担限度額。
- ※人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の患者負担額は、10,000円(ただし、慢性腎不全で人工透析を行っている70歳未満の上位所得者については20,000円)となります。

## 「ジェネリック医薬品」をご存知ですか。

「新薬」として最初に発売された薬は、開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができます。これが「先発医薬品」です。ところがその特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになります。これが「ジェネリック医薬品」で、その価格は新薬の2～8割に設定されています。  
しかし、どこの医療機関でも扱われているわけではありません。ジェネリック医薬品を使うには医師の処方が必要ですので、かかりつけ医の先生が調剤薬局に相談してみてください。

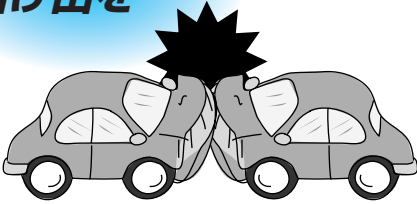
## 交通事故にあったら

交通事故など第三者の行為でケガをした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、加害者に支払い能力がなかったり、弁償が不十分なときは国保で診療を受けることができます。国保で医療費を一時立て替え、あとで加害者に請求します。

1

警察に届け出を。  
警察から「事故証明書」をもらう。

必ず国保に  
届け出を



2

国保の窓口へ。  
「第三者行為による被害届」を提出する。



届出に必要なもの

「事故証明書」  
「印鑑」  
「保険証」  
(そろわないときは後日でも可)

示談の前に国保に 示談を結んでしまうと、国保が使えない場合があります。

☎922・1593

## 海外で病気になったら

国民健康保険の被保険者が、海外で負傷したり、病気にかかった場合の費用についても、療養費の支給の対象になります。  
帰国後、市役所保険年金課に海外療養費の申請をしてください。

### 申請に必要なもの

- 「診療内容明細書」、「領収明細書」  
「診療内容明細書」、「領収明細書」の日本語の翻訳文  
被保険者証、印鑑  
世帯主の普通預金通帳(郵便局を除く)
- ★海外で支払った医療費は、日本国内での保険医療機関等で疾病や事故などで給付される場合を基準として決定した金額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が海外療養費として支払われます。
- ★日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付の対象になりません。
- ★治療目的で渡航した場合は、給付の対象になりません。
- ★申請の期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。  
詳しくは、保険年金課へ ☎922・1593

## 草加市国民健康保険契約保養所利用助成の廃止について お知らせ

草加市の国民健康保険加入者に対して契約保養所の利用助成を行ってきましたが、平成19年3月31日(宿泊日)をもって廃止になりました。  
保険年金課 ☎922・1593

# 平成19年度の国民健康保険税は次のとおりです

## 〈医療給付費分の決め方〉

保険税は、所得や資産、加入者の数などに応じて世帯ごとに決まります。

①＋②＋③＋④＝1年間の保険税（100円未満切り捨て）

| 算定基礎  | 平成19年度   | 内 容                                                |
|-------|----------|----------------------------------------------------|
| ①所得割  | 8.4%     | 加入者の所得に応じて計算（前年の合計所得から市民税の基礎控除額33万円を引いた額に税率をかけます。） |
| ②資産割  | 10%      | 世帯の固定資産税額に応じて計算                                    |
| ③均等割  | 14,000円  | 世帯の加入者数に応じて計算<br>14,000円×加入者数                      |
| ④平等割  | 14,000円  | 一世帯につき14,000円                                      |
| 限 度 額 | 530,000円 | 賦課される限度額                                           |

## 〈介護納付金分の決め方〉

介護納付金は、所得割及び均等割を合計した額になります。

①＋②＝1年間の介護納付金（100円未満切り捨て）

| 算定基礎  | 平成19年度  | 内 容                               |
|-------|---------|-----------------------------------|
| ①所得割  | 1.1%    | 医療給付費分の保険税の決め方と同じです               |
| ②均等割  | 6,900円  | 加入者一人につき6,900円<br>6,900円×第2号被保険者数 |
| 限 度 額 | 80,000円 | 賦課される限度額                          |

40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）は、医療給付費分に介護納付金分を加えた金額が国民健康保険税となります。

☎922・1592

## 保険税の納め方 コンビニでも納付ができます。

平成19年度の納税通知書は、6月上旬に世帯主あてに郵送します。納期限内に納付されるようご協力をお願いします。  
※納期月は、平成19年6月から翌年2月までの年9回となっております。

▼納付は国保に加入した月から  
保険税は、国保の被保険者になった月の分から納めていただきます。  
他の市区町村から転入した場合は、草加市の住民となった日の月の分から、職場の健康保険をや

めた場合は、やめた日の翌日の月の分から保険税を納めていただくことになります（国保の加入手続きをしたときからではありません）。したがって、加入手続きが遅れても、保険税はさかのぼって納めていただくことになります。

## 納期内納付にご協力を！

保険税は、国保の大切な財源です。  
国保の健全な運営を支えるために、納期内納付にご協力をお願いします。

## 口座振替制度

便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

### 手続き方法

最寄りの金融機関または市役所（納税課）にお申し込みください。

### 持参する物

納税通知書、預金通帳、通帳の印鑑

## ご相談ください

### 医療費の一部負担金の支払いにお困りのとき

震災、風水害その他特別の事情により、医療費の一部負担金の支払いにお困りのときは、申請により減免が認められる場合があります。

### 保険税を納めるのが困難なとき

保険税の納付が困難なときは、納付方法のご相談を受け付けています。また、災害その他の特別の事情がある場合、保険税の減免が認められることがあります。

保険税の減免は、保険税担当☎922・1592へ  
一部負担金の減免は、保険給付担当☎922・1593へ  
納付方法の相談は、納税課☎922・1124へ

## 保険税を滞納した場合

- 災害その他の特別な事情がないのに滞納した場合、次のような措置が講じられますのでご注意ください。
- (1)国民健康保険税の督促及び催告に応じない場合、被保険者証の有効期間の短縮（短期被保険者証の交付）がされます。
  - (2)国民健康保険税の滞納が1年を経過した場合、被保険者証の返還と資格証明書の交付が行われ、本人が医療費の全額を負担しなければなりません。
  - (3)国民健康保険税の滞納が1年6ヵ月を経過した場合、保険給付の全部または一部が差し止められます。
  - (4)(2)の資格証明書の交付を受け、(3)の保険給付の全部または一部差し止めの措置を受けている世帯主が、なお国民健康保険税を納付しない場合、一時差し止めの保険給付額から滞納保険税を控除する場合があります。
- なお、期間経過前でも、(2)(3)の措置を行う場合があります。



☎922・1592